

第三者評価結果（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人ローカルネット日本評価支援機構
② 評価調査者研修修了番号
SK2021274
14-A009
21-A001

③ 施設名等

名称	大村椿の森学園
施設長氏名	山内 奈緒子
定員	入所40名、通所15名
所在地（都道府県）	長崎県
所在地（市町村以下）	大村市上諏訪町1088番地2
T E L	0957-48-5678
U R L	https://camelliaswc.or.jp/office/tsubakinomori/index.html
【施設の概要】	
開設年月日	2003/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人カメリア
職員数 常勤職員	41名
職員数 非常勤職員	12名
有資格職員の名称（ア）	医師
上記有資格職員の人数	5名
有資格職員の名称（イ）	公認心理士
上記有資格職員の人数	8名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数	7名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数	1名
有資格職員の名称（オ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数	2名
有資格職員の名称（カ）	保育士
上記有資格職員の人数	7名
施設設備の概要（ア）居室数	4人部屋4室、2人部屋1室、1人部屋22室
施設設備の概要（イ）設備等	多目的棟・学習棟・グラウンド
施設設備の概要（ウ）	
施設設備の概要（エ）	

④ 理念・基本方針

◆ 理念
子どもたちの笑顔を、地域の未来へつなぐ学園づくりをめざす
◆ 基本方針
1. スタッフのためでなく子どものための施設として運営する
2. 医療法人カメリアと協同して子どもの治療にあたる
3. 精神医療モデルに基づいた施設内治療を確立する
4. 子どもの基本的人権を尊重し、恐怖を用いない養育を行う
5. 「短期」治療を実践する
6. ルールは必要最低限、そして明確に実施する
7. 地域の児童福祉において果たしうる役割を積極的に担う

⑤ 施設の特徴的な取組

・小学生から高校生までの子どもを受け入れ、治療計画（児童自立支援計画）に基づき、心理治療や生活支援等の総合環境療法を実施している。個別支援のほか小集団での活動、教育支援、退所後のアフターケアでは関係機関と連強化を図ると共に子どもからの電話や来園等による相談を随時受け入れるなどのほか、通所児童にも心理面接や学校との調整、保護者面接等、多方面において継続的に支援を行っている。
・ EMDR、NET、PICT等の専門的な心理治療法を採用し、多様なアセスメントを積極的に実施しており、該当児童にはADHD-RSIV（ADHD評価スケール）を用いてアセスメントを行い、治療成果の視覚化を図っている。また、隣接している医療法人カメリア大村共立病院と連携し、精神科医師による定期診察や入院治療等、情報交換を密にした心理治療、医療的ケアを提供している。
・ コロナ感染状況を考慮しながら生活訓練室を活用し、年長児童の一人暮らし体験訓練、アルバイト就労体験、学習塾を含む地域での習い事、作業所等の外部施設における体験学習等を実施している。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/6/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/1
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点

【ルールづくりへの子どもの参画、主体性の育成と職員による必要な支援】
ユニットの子ども同士が話し合い、子ども自らが主体的に意見表明しながらユニットのルールや約束事を設け、学園のルールづくりへ子どもが参画して自主的に改善し、子ども同士の協調性や社会的ルールに対する意識づけに繋げている。定期的にユニットごとに開催するつどいでは、キャンプ活動やバッティングセンターに行きたいと子どもから積極的な意見表出があり、クリスマス会の参加募集の案内に対し、子どもたちが自ら出しものを企画するなど行事企画や活動に子どもたちが主体的に関わりながら、職員が側面から子どもの意向を汲み取り自己表現力や自律性を促している点は評価できる。

【子どもの最善の利益を目指した治療方針の策定と実践】

衝動性のコントロール不良や解離症状を示すような精神科的医療的ケアが必要な子どもには精神科医が毎日診察し、看護師、心理治療担当と協働して治療・支援を行っている。総合環境療法に基づいて子どもの最善の利益を目指し、日常生活の中で担当職員やセラピストだけではなく、学校の職員、医師や看護師等、多職種が密接に連携し、子どもの状態に応じた治療方針を自立支援計画に示し、実践している点は評価できる。

◇改善を求められる点

【子どものプライバシーに配慮したしくみの構築】

入所時には権利ノートに明示された内容を本人の前で読み上げ、辛い時や困った時に相談できる相談機関先を伝えている。尚、子ども宛の手紙の開封などプライバシー保護に関する具体的な約束事や決まりごとについて明文化されたものはない。今後、これらの手順についても明文化し、職員教育や、振り返りの場面等で活かすことを期待する。

【学園の業務継続計画の策定と訓練の実施】

当学園は土砂災害危険区域外であるが、昨今の災害状況を踏まえると想定外の自然災害が発生する場合もある為、訓練内容の更なる充実を図ることを期待する。訪問調査日現在、BCPが未整備であった為、早期にBCPを整備すると共に、研修及び訓練（シミュレーション）実施して継続的に運用、改善するしくみを構築することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の強みを評価していただき、改めて施設の独自性である専門性、医療と連携した心理治療の展開というところを優先事項として考えていくべきであることを自覚できた。今回第三者評価を受けたことで、BCPや安全計画の未策定はもちろんのこと、子どものプライバシーに配慮した環境設定という点ではもっとできることがあると感じたため、子どもの権利を尊重できる、侵害しない環境をさらに模索していきたい。また、マニュアルの管理など、施設運用において必要なものの管理を引き続き徹底していきたい。また、職員の健康増進にも留意したい。難しい子どもたちを引き受けている分、無断外出の捜索や暴れている状況への対応等、臨機応変であったり、怪我が伴う場面もある。職員への面接や、空いた時間にゆっくりと話をする時間や、業務に集中する時間をとるなど、工夫も必要であると感じている。また、苦情対応についてHPへのアップができていない点も、今後改善していきたい。第三者から評価をもらうことで、見えてくるが多々あることを改めて感じている。貴重な機会に感謝したい。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する治療・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念「子どもたちの笑顔を、地域の未来へつなぐ学園づくりを目指す。」を新人職員研修時に説明し唱和すると共に、2階及び3階の管理室や証書に掲示して日常的に目に入るよう周知している。理念及び基本方針はパンフレットやホームページにも記載し、子どもや保護者等には見学时や入所時に説明している。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に治療・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
園長が全国児童心理治療施設協議会や長崎県児童養護施設協議会の施設長会に参加し、最近の社会福祉事業の動向について把握している。各種動向について事務長がメールで法人全体にアナウンスし周知している。基準以上の職員配置を図っているが、現場の意向としては更なる増員希望の声もあり、コロナ特例による暫定定員も終える中、園長は経営環境の維持に向けて難しい舵取りを行っていることが窺える。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【コメント】		
週1回開催する統括主任会議を通じて組織体制や設備整備等の具体的な課題や問題点を明らかにし、改善課題等は職員会議で周知している。職員間の昼カンファレンスでは、保留になるもの、持ち越すもの、そこで決まらないもの、といった内容も話合われ、参加していない他の職員と共有できるようカンファレンスメールを発信している。今年度より新たに園長が就任し、器物破損、施設破損のほか、児童による暴力的な振る舞いなどで施設崩壊の危機に対し運営体制の見直しや、緊急時における職員の動きの再確認、リスクに対するロールプレイ等、課題解決に向け具体的に取り組んでいる。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
経営状況や経営課題について法人の理事会の役員間で共有が図られている。職員には年度内や1～2年以内に実施する予定の事業計画について伝えており、長期的な計画の場合は不確定な情報も踏まえタイミングを図って伝えている。中長期ビジョンの明文化には至っておらず、施設長は、今後、中長期のビジョンについても職員へ伝えていけたらと考えており、職員のモチベーションアップに繋げたい意向である。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】		
今年度の重点目標を①インケアの安定(日課の再構築、治療構造の見直し、業務整理)、②トラウマインフォームドケアの実践(安全な距離感の構築、児童からの暴力防止)、③職員の資質向上と働きやすい職場環境づくり(接遇、コミュニケーション、研修の充実、加配配置、業務改善)、④新規措置数の増加(入所受け入れの強化)とし、評価見直しを行い、次年度計画に反映している。毎年4月に園長が単年度計画について職員に説明し、特に今年度は職員研修を計画的に導入し資質向上に努め、職員同士の風通しの良い職場環境を整備する意向である。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	○
【コメント】		
職員の意見を集約し、園長と統括主任を中心に事業計画を策定している。現場における実務的内容の意見は現場の統括が園長に挙げるしくみである。策定した事業計画は会議や研修会等において職員に周知されている。尚、あらかじめ定められた時期、手順に基づいた評価の実施までは至っておらず、今後の取り組みに期待する。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	○
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【コメント】	
保護者や子どもには入所時に「園のしおり」と共に園全体の事業計画を説明している。保護者会は設けておらず、個別対応している。学校の文化祭や特別支援学校本校の学校行事に関するお知らせは毎回保護者へ送付している。尚、園行事に関して保護者が参加することはない。保護者宛のお便り「凸凹路」にて月間スケジュール、子どもの予定や状態（学校での様子・健康面等）について担当職員がコメントを残して知らせている。	

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
□組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
□治療・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【コメント】
児童自立支援計画の策定マニュアルに基づき、入所時には心理治療の見立てと今後の方針を明確にし、定期的にケースカンファレンスを行いながら児童自立支援計画をもとに6か月毎のモニタリングを通じてPDCAサイクルに基づいた検証を行っている。第三者評価の担当職員がおり、定期的に自己評価の実施及び第三者評価を受審している。

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
□職員間で課題の共有化が図られている。	○
□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○

【コメント】
半年毎のケースカンファレンスを通じて児童の支援や治療の評価と見直しを行い、新たな児童自立支援計画を策定している。家族面談を通じて、治療内容、家族意向調査を踏まえ、児童自立支援計画にも反映している。前回の第三者評価は2020年4月に実施し、評価結果を分析・検討し、改善に向けて取り組んでいる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】
現園長は今年度より新任となったが、従前より副園長として従事しており、職務分掌及び業務分掌表で園長や他の職員の職務内容を明確にしている。園長が不在の場合の権限は統括主任とし、有事の場合に園長不在の場合は統括主任以降のレポートラインで明確にしている。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
【コメント】		
園長は今年度より新任となり、施設長研修会や各種勉強会に参加して幅広い知識を取り入れて、遵守すべき法令等を把握し、取り組む意向である。SDGsにちなんだことも取り組み、職員や子どもにも分かりやすく周知し、具体的に取り組んでいる。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、治療・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○
【コメント】		
・施設長研修は受けている。職員勉強会である「しんだんわかいつ」や、外部講師を招いて「ABC会議」を開催するほか、児童心理治療施設視察に行くなど、職員の学びの機会がある。昼カンファレンスや職員会議を通じて職員より意見を聴取したり、メール等で意見や提案を汲み取り、「まずは取り組んでみることを優先し、園長のリーダーシップのもと業務に従事している。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
【コメント】		
園長は組織力強化と経営改善を図っているが、経営課題である離職率の減少には至っていない。職員が記録に時間を費やすことが多く、勤務時間外に記録をすることで残業になってしまう事があった。また、三交代制ではあるが児童の状況に臨機応変に対応するため引継ぎやそのタイミングもあり就業時間を超過してしまうことがある。現在、委員会の立ち上げやタイムカード制にするなど改善に向け取り組みを行っている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□治療・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○

	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	☐
	(社会的養護共通)	
	☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐

【コメント】

福祉人材の確保と育成に関する方針について明確にしている。職員処遇は社会的養護処遇改善事業、処遇改善特例事業を実施し、2022年4月には新卒を含む7名の新規採用を行い、必要な福祉人材や人員体制の整備に取り組んでいる。入職後、新人職員を育成するシステムがあり、1年を通して計画的に学んでいる。中堅・ベテラン職員には、専門職研修の受講を薦めるなど園長が年間を通して采配し、指導員や事務員といった職務に関しても最低1回は研修等に参加できるようにしている。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	☐
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

就業規則に則って人事管理を行っている。職務に関する成果や貢献度を客観的に評価する目的で、人事考課シートを活用している。人事考課シートや自己評価を個別に行い、来年度の目標を設定して年に2回年度初めと中間に統括主任との面談を経て園長と面談している。自己評価後に最終的に園長と面談し、把握した職員の意見や意向等を踏まえ改善に活かすよう努めている。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

職員のメンタルヘルスについて、調子が悪い職員には統括主任が個人面談し、プライベートのことであればゆっくり休暇を取得してもらったり、職場の問題の場合は具体的に聴取し必要に応じて改善するようにしている。新人職員にはキャパオーバーにならないよう適宜フォローをしながら、特にワーク・ライフ・バランスにおいては遅出のあとや夜勤明けは必ず休暇を入れてリフレッシュできるよう配慮している。また、児童案件の抱え込みを防止するためにも担当制は採用せずユニットで見る体制を整備している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】		
職員に求めている人材像は、①児童の福祉の為に責任を持って仕事にあたることができる人、②分からないことは相談しつつも、自分で考えようとする姿勢を持ち、あきらめず試行錯誤できる人、③自分の困りごとや、児童対応で感じたことを適切に表現することができ、心の安定が図れる人、と示している。人事考課シートを用いて園長や統括主任が年度初め中間に個別面談し、進捗状況の確認を行っている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐
【コメント】		
研修、教育に関する年間計画に基づき、新入職員はプログラムに沿った教育を受け、中堅職員や専門職等は外部研修に参加している。施設内では、毎月の「ABC会議」、「しんだんわかいっ」のほかロールプレイ会議、第2・第4週には医療法人の研修、初任者研修、トラウマ治療研修等、必要に応じて外部講師を招いたり、内部で講師を充実させる等、職員の意見や時勢等を総合的に考慮して人材育成に取り組んでいる。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。		
【コメント】		
セラピスト、指導員、FSW（家庭支援専門相談員）、看護師といった専門職の資格取得状況等を一元的に管理している。園長は昼カンファレンス等を通じて外部研修等の案内を知らせ、自己研鑽するよう指導している。スーパービジョン体制に関し外部の講師を招いたり、定期的に訪問する医師によるカンファレンスを通じて意見交換を交わすなど、職員の専門性の向上に活かしている。		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐	
【コメント】		
学園では実習生受け入れマニュアルを整備しており、介護等体験、教育実習、保育士資格取得、社会福祉士資格取得といった実習に訪れ、就職につながるケースもあった。学校側のプログラムがある場合はそのプログラムに基づき実施している。FSW（家庭支援専門相談員）が実習生指導者となり、現場のリーダーも関わりながら実習生の研修・育成に取り組んでいる。尚、今後実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルを整備することが望まれる。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の有存在意義や役割を明確にするように努めている。	☐
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	☐
【コメント】		
ホームページを通じて法人概要のほか当学園の紹介や、入所部・通所部の取り組み、職員活動、入園手続き等について確認することができる。社会福祉法人カメリアの財務諸表、事業報告書、現況報告書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程についても情報を公開している。園長は地域に向けて児童虐待の基礎的な知識や理解の促進を進める意向である。尚、ホームページ上において苦情相談に関するデータは公表していない。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	☐
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	☐
【コメント】		
経理規定に基づき、会計処理担当者と事務長がチェックし、定期的に税理士による内部監査を行っている。業務分掌表には金銭管理に関する業務内容を具体的に記し担当者名を明示している。税理士や外部監査による指摘事項は真摯に取り組み経営改善を実施している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
【コメント】		
子どもの希望を把握し、地域の卓球クラブに参加したり、塾を希望する子どもには塾に行き学んだり、芋ほりに参加するなど、地域との関わりを持てるよう取り組んでいる。理念にも地域との関わりを明示し、地域の様々な資源を利用するよう取り組んでいる。一方で、プライバシーを厳重にしながら対応をしていく必要がある為、地域の活動に率先して参加することは少ない。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐

【コメント】		
ボランティアマニュアルを整備し、ボランティアの受入れを行っている。ボランティアには必ず守秘義務の誓約書にサインしてもらっている。更生保護ボランティア活動（BBS）や絵本の読み聞かせなどといったボランティアを受け入れている。コロナ禍によりボランティアの受け入れは自粛していたが令和5年4月以降より再開している。		
（２） 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○
【コメント】		
特に児童相談所との関わりを持つケースが多く児童相談所一覧表を毎年更新し、その他、学校の電話番号、担任教員、塾などを一覧にしている。地域の社会資源等に関してはFSW（家庭支援専門相談員）が情報を社内ネットワークにて共有するようにしている。児童相談所や要保護児童対策地域協議会と協議・連携し課題解決に努めている。SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用するなど関係機関と連携を図っている。措置延長や退所後について検討会議で検討し、子どものアフターケアの対応に努めている。		
（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	（社会的養護共通） ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	（5種別共通） ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○
【コメント】		
市の要保護児童地域対策協議会や、大村市相談窓口担当者会議に出席し、情報の共有化を図り、それぞれの機関とネットワークを図り、役割分担を明確にして地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設（法人）が有する治療・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
【コメント】		
同法人が運営することも園や保育園に学園の専門職員が出向き、子どもの心や行動の問題、育児に悩む保護者に対し、親子の相互交流を促すPCIT（親子相互交流療法）療法を説明するなどニーズに基づいた具体的な活動を行っている。また、大村市が行っている子育て支援事業の地域子育て支援センターを受託し、フードバンクのサポートや、子育て支援の悩み相談を受けるなど積極的に地域に貢献している。		

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐
【コメント】		
基本理念には「スタッフのためでなく子どものための施設として運営する」、「子どもの基本的人権を尊重し、恐怖を用いない養育を行う」と明示し、新人教育においても説明している。入所のしおりに児童の権利を記し、児童に「困ったことBOX」に自由に投書できることをわかりやすく説明している。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	b
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した治療・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐
【コメント】		
多床室は4人部屋があり、パーテーションや家具を用いて仕切りを設けている。4人部屋に入居するための条件は特に設けられてはいないが、適応的できるような子どもを選定し、低年齢児は4人部屋になることがある。個室が望ましく苦慮する場合もあるが、設備上の条件もあり臨機応変に対応している。入所時には権利ノートに明示された内容を本人の前で読み上げ、辛い時や困った時に相談できる相談機関先を伝えている。尚、子ども宛の手紙の開封などプライバシー保護に関する具体的な約束事や決まりごとについて明文化されたものはない。今後、これらの手順についても明文化することが望ましい。		
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
	☐ 理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐
【コメント】		
入所予定の方には、入所のしおりとパンフレットで説明し、入所のしおりに子ども用と保護者用を準備し説明している。入所後の生活に関しては、学園ルールブックにて詳細に説明している。保護者に対し、園での治療や支援内容を何度も繰り返し説明するケースもある。尚、子ども用の入所のしおりはルビが無く分かりづらいと思われる。児童の年齢も考慮し、例えば小・中・高校生、年代別等で分けるなど工夫することが望ましい。		
②	31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 治療・支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐

	☐ 治療・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
【コメント】		
入所のしおりや学園ルールブックにて説明を行ない、子どもを主体として子どもの意思決定を尊重しながら、治療支援の開始を行なっている。意思決定が困難なケースであっても自己決定してもらうことを促し、本人本位に検討し運用が図られている。入所のしおりは改定が必要であると認識されている。		
	③ 32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 治療・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、治療・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○
【コメント】		
治療・支援の内容や措置変更にあたり、児童相談所と協議し本人と面談の上面談記録に残している。治療や支援に関する方針や計画は保護者に説明し同意を得るようにしている。措置変更や家庭復帰に関する引継ぎ文書はセラピストが作成している。退所後のアフターフォローに関し、退所する児童のサポート帳に連絡先を残して管理し、退所後の相談方法等について説明している。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○
【コメント】		
毎週土曜日にユニットごとに集いを催し、子どもの声を具体的に汲み取り把握するよう努めている。直接、意見や要望を申し出る児童が多く、例えば、男子からはゲームをフリーにしたい、女子からは弁当を持ってピクニックに行きたいなどの具体的な要望が挙がり、「困ったことBOX」も活用しながら子どもの声に応え信頼関係の構築に努めている。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 治療・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】		
コロナ禍により保護者との連絡が減少した期間もあったが、直近で苦情に繋がった事例はない、社会福祉法人カメリア苦情解決実施要項、苦情対応マニュアルを整備し、対応している。第三者委員にも相談できことを保護者用しおりに記載し説明している。また、第三者委員に相談できない場合に権利の代弁・擁護者としてアドボケートがあることを伝えている。「困ったことBOX」に挙がった内容は職員会議で共有して、治療・支援の質の向上に活かすよう努めている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○
【コメント】		
権利ノートにて児童の権利について説明し、児童が気持ちや思いを素直に表出して良い旨を伝えている。児童には担当職員以外の職員にも相談して良いことを伝えており、意見や要望を汲み取ることが難しい児童や意思表示ができない児童には、必要に応じて他の指導員に変更したり、生活空間では話しづらいケースでは看護師が対応するなど配慮している。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の治療・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
【コメント】		
把握した子どもの相談や意見はユニットの共有メールや昼カンファレンスメール等で協議し対応している。子どもが意見を述べる手段として「困ったことBOX」を設置し、定期的にアンケート調査を実施するなど子どもの意見を積極的に把握するしくみを整備している。自立支援マニュアルについて定期的に更新ができていないのが現状であり、今後、課題や実情に合わせて定期的に見直すことが望まれる。		
(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
【コメント】		
学園の特性上、職員に対しての暴力事件等が発生することもあり、リスクマネジメントに対しての強化は必須であることを全職員は認識している。小さなことから大きなことまでヒヤリハット・アクシデントについて各職員がメール管理による報告を行い、特にヒヤリハットについては月60件以上の報告数がある。リスクマネジメントの組織体制について、園長を責任者とし、緊急時対応マニュアル(緊急時案発生時の動きについて)に沿ってその日の日動リーダー、業務リーダーが動く等、責任者不在であっても代わりとなる体制を確立し、リスクマネジメント体制を明確にして取り組んでいる。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○

☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

感染症についてのマニュアルを作成し、感染症対策の責任者を園長としてマニュアルに則った対応ができるよう学園全体に周知している。看護師が厚生労働省の研修を受け、感染症の実情について早急に最新状況入手したり、学校からの情報を得て職員全体に情報を提供し、予防策を講じている。感染症予防策として、ノロウイルス、インフルエンザ等、流行期にあるような感染症には注意を喚起するポスターを掲示し周知徹底を図っている。尚、訪問調査時点において感染症に対するBCPは未整備であった為、今後、整備することを期待する。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても治療・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

災害時における各種対応マニュアルを作成し、避難勧告、避難指示発令時に災害対策本部が設置できるよう職員の役割分担等を定めている。月1回、主に火災訓練による避難訓練を実施している。子どもや職員の安否確認に関する情報を電子データ及び紙ベースで管理し、有事の際に市町災害対策本部等に提供できるよう準備している。備蓄は40食の3日分の食料をローリングストック法にて栄養士が管理している。当学園は土砂災害危険区域外であるが、昨今の災害状況を踏まえ、予期せぬ自然災害が想定されるため、訓練内容の更なる充実を図ることを期待する。また、訪問調査現在、BCPが未整備であった為、今後BCPを整備すると共に、当該研修及び訓練（シミュレーション）実施して継続的に運用、改善するしくみを構築することを期待する。

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

【コメント】

児童自立支援マニュアルを整備している。標準的な実施法にそぐわない治療・支援については、子どもの日常の様子を記録に残し、昼カンファレンスを通じて検討会議を行い、評価・見直している。入院等により自立支援計画を見直す際は医師やセラピストの方針を反映し、適宜変更する体制である。時系列で変更したことを結果として記録に残している。児童の尊重や権利擁護およびプライバシー保護に関し、自立支援計画票等に明示しており、職員が子どもの部屋に入る際はノックや言葉かけしている。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	☐ 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【コメント】		
自立支援計画作成マニュアルに沿って児童自立支援計画を作成し、6カ月後に検証・見直しを行っている。計画の変遷の流れは結果として計画に反映し、職員や子ども等からの意見や提案も含めた検証に基づき次の計画に反映させている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な治療・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な治療・支援が行われている。	☐
【コメント】		
自立支援計画策定責任者を園長とし、担当心理士・指導員が自立支援計画案を策定している。アセスメントに際し、医師・看護師、学校関係者等の部門から意見や状況を聞き取り、計画作成前の会議に臨んでいる。自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズや治療・支援の内容を明示し、部門を横断した関係職種の合議を得て子どもから聞き取った意向を反映し原案を策定している。困難事例に関しては、状況に応じて検討会議を実施し、見直しや子どもの現況に即した計画の再策定を行い、適切な治療・支援に努めている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐
【コメント】		
自立支援計画作成マニュアルに沿って児童自立支援計画を作成し、6カ月後に検証・見直しを行っている。自立支援計画をもとに支援・治療に関し、主たる指導員が紙面等で分かりやすく説明している。生活記録をフォーカスしながら自立支援計画にリンクし、自立支援計画の確認、修正が必要な場合は随時実施し、緊急を要する場合は昼カンファレンス、タイムリーカンファレンス、ミニカンファレンスなどを開催しているが、自立支援計画を緊急に変更するしくみとしては整備されていない。今後、マニュアル化するなどしくみを整備し取り組むことを期待する。		
(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】		
治療・支援の実施状況の記録は、「フォーカスチャート」による記録手法を取り入れている。生活治療記録、フォーカスチャート、児童記録簿、統一様式があり、記録内容や書き方に差異が生じないように、「生活記録の書き方マニュアル」活用している。ネットワークシステム「サイボウズ」を活用し情報共有システムが確立されている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
	□記録管理の責任者が設置されている。	○
	□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
	□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
	□個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	○
【コメント】		
個人情報の取り扱いについて、守秘義務マニュアルに沿って管理されており、子どもや保護者には口頭で説明をしている。生活記録は退所した後のアフターフォローや再入所のことを考慮して、多目的棟に鍵付きの書庫にて子どもが20歳になるまで保管している。職員は個人情報の遵守に誓約し、USBやパソコン、記録簿等の園外への持ち出しはできない、尚、記録情報管理についての管理者はいるが、これまで記録類を廃棄したことはなく、今後、廃棄が必要になった場合の方法も明確にすることが望ましい。		

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
	□自立支援計画に、子どもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。	○
	□職員が日々の治療・支援について振り返り、子どもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整っている。	○
	□個々の子どもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。	○
	□精神的医療ケアの必要な子どもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。	○
	□重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。	○
【コメント】		
児童自立支援計画は医師や看護師、セラピストなどが参加したケースカンファレンスを実施し、多職種が連携した支援に繋げている。担当セラピストと個別に面接し、緩やかな時間を持ちながら心の成長や自分を大切にできるよう支援している。精神的医療的ケアが必要な子どもには精神科医が毎日診察し、看護師、心理治療担当と協働して治療・支援を行っている。		
②	A2 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
	□子どもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。	○
	□施設生活において多種多様な生活体験(創作活動など)を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。	○
	□個々の子どもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。	○
	□つまづきや失敗の体験を大切に、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。	○
	□問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。	○

【コメント】		
ユニットで行われる子どものつどいを通じて子どもの要望や意見を把握し、昼カンファレンス時に職員間で検討し、必要に応じて再度つどいに語り、子どもの自己を向上発展させるための態度が身に着けられるよう支援している。野球部活動や「カフェ椿」、「てらこや」など多様な活動を組み込んでいる。		
③	A3 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。 ☐ 大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。 ☐ 小遣いの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制限を加えず、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。 ☐ 発達段階に応じて、電話の応対、ネットやSNSに関する知識などが身につくよう支援している。 ☐ 地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人での受診や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、様々な生活技術を学ぶプログラムを実施している。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
社会性を持っていない児童が圧倒的に多い為、買い物のし方を教えたり、電車等公共交通の利用や公共の場に行きマナーを学ぶ機会とするなど、経済観念や地域に必要なスキルを身につくよう支援している。携帯スマートホンの使用にはプログラムを設け、事前にチェックリストに記載してもらい、保護者のペアレントコントロールができることを条件としている。尚、子ども同士による携帯番号の交換は禁止している。社会で自活するための説明と共に注意しなければならないことなどが記載された「巣立ちのための60のヒント」（NPO法人ブリッジフォースマイル出版）を参考に子どもへ説明することもある。		
④	A4 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。 ☐ 行動上の問題がある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。 ☐ 行動上の問題のある子どもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。 ☐ 子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。 ☐ 自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、子どもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、子どもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。 ☐ 行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、子どもに知らせ、子どもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べることを知らせている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
児童には「ともだちや大人とのやりとりについてのアンケート」を通じて情報を収集している。暴力や不適応行動などが起こった際は、個別面談や「振り返りシート」を活用しケースカンファレンスを実施し対応している。不穏児童対応マニュアルを整備し、職員は児童の体にいきなり触らないように、「体に触るね」と言葉を伝えていく。暴力行為等行動上の問題が発生したケースでは、対象の子どもが落ち着くのを待って、拘束・抑制は極力実施しないようにしている。職員の能力差はどうしてもある為、困難事例が生じた場合は職員間で連携して、園全体全体で取り組むようにしている。		
(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
①	A5 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。 ☐ 子どもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会（個人面談、子ども会など）をさまざまに用意している。 ☐ 活動、行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。 ☐ 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）を実施し、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。 ☐ 子どもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。 ☐ 活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【コメント】		
学園のルールブックを用いて日常生活あり方やルールを理解できるよう説明している。ユニットでは毎月2回開催する男子会などのつどいの場が開催され、キャンプ活動やバッティングセンターに行きたいとの子どもの要望を支援し、子どもが主体的に意見表明できる機会を設け職員が必要な支援を行っている。子どもから積極的に意見が出されており、クリスマス会の参加募集の案内に対し、子どもたちが自ら出しものを企画するなど行事企画や活動に子どもたちが主体的に関わっていることが見て取れる。		
②	A6 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a
	☐ 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。	☐
	☐ 社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。	☐
	☐ 外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。	☐
	☐ 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	☐
【コメント】		
ユニット毎にルールや約束事を設定し、ユニットを構成する児童による話し合いの場を設け決定しており、児童の自主性を尊重した行動を支援している。外出や買い物でのマナーや、個人部屋に出入りする際の心遣いなど、各ユニットのルール、個人の生活のルール、個別のルールを決め実施している。マナーに関する掲示物も掲示している。		
(3) 子どもの権利擁護・支援		
①	A7 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。	☐
	☐ 子どもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	☐
	☐ 子どもの保護のために、児童虐待防止法12条の「面会等の制限等」を適切に行っている。	☐
【コメント】		
児童の権利擁護についての基本的考え方や方針は理念や就業規則に明記している。虐待防止に関する研修会を開催し事例検討を行ったり、権利擁護の理解を深めるため、外部講師を招いて人権の講義「しんだんわかいっ」を定期的に開催している。これまで宗教的な儀式を行うような事案はないが、子どもや保護者の思想や信教の自由は保障している。		
②	A8 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
	☐ 定期的に子どもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利について子どもたちに説明している。	☐
	☐ 日々の生活や行事等で、子どもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	☐
	☐ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知している。	☐
	☐ 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。	☐
【コメント】		
子どもには権利ノートを配布して守られる権利について説明している。定期的なユニット会議や職員会議で子ども間に生じた問題や具体的な事例を提示して検討している。ユニットには常に職員がおり、死角になるような場所やトイレなどを巡視している。被措置児童虐待の届出・通告制度に伴い長崎県指定の「対応マニュアル」に沿った対応ができている。		
(4) 被措置児童虐待の防止等		
①	A9 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b

☐ 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	○
☐ 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。	○
☐ 不適切なかかわりの防止の観点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	○
☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	○
☐ 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。	○

【コメント】

困ったことボックスを設置し相談や意見を察知するよう取り組んでいる。子どもには相談先のリストを渡している。子どもが職員に依存するようなケースでは、距離が近くなりすぎると周囲の子どもからも疑問に思われる場合もあり苦慮していることが窺われる。尚、「エラーサイクル報告書」を通じて職員体制の見直し・検討を行い、早期発見と予防対策を講じている。

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活

①	A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
	☐ 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒の食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。	○
	☐ 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	☐ 子どもの年齢や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。	○
	☐ 食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。	○
	☐ 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	○
	☐ 定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。	
	☐ 子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。	○
	☐ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。	○

【コメント】

献立は栄養士が子どもの個別状況や発達段階に応じて1か月分を作成し、主食、汁物、副菜2つ、年に1回嗜好調査を行い、誕生日には子どものリクエストを聞いて郷土料理や季節の料理を提供している。入所時は一人の食事から始め、周囲に馴染んでから一緒に食堂で食事を摂っている。アレルギーのある児童には「アレルギー対応児童への流れ」に沿ってチェックしており、専用のトレーに名前表記と色で識別し、職員2名体制により確認している。「ひみつの日」がありその日はカップラーメン、吉野家、マクドナルド、CoCo壱カレーといったテイクアウト食も体験させている。

(2) 衣生活

①	A11 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	☐ 発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身できるように支援している。	○
	☐ 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。	○
	☐ 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。	○
	☐ 発達段階や課題に応じて、TPOに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。	○

【コメント】

衣類についてのチェックリストがあり、持っているものや購入したものを記録している。管理できる児童には衣類の収納や片付け、ミシンの使用など子ども自身ができることを支援している。おこずかいを自己管理し、子ども手当の入金や被服費の支給を通じて自由にTPOに合わせた服装を着用できるよう提供している。

(3) 住生活

①	A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	a
	□居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。	○
	□子どもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。	○
	□必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	○
	□居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。	○
	□防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。	○

【コメント】

居室は4人部屋と個室があり、子どもが持つ課題や発達段階に応じて部屋割している。ユニットのフロアには共有スペースが設けられくつろげる空間を確保している。防犯カメラが玄関、食堂などの死角となる場所に設置され、詰め所で監視できるシステムになっている。

②	A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
	□居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。	○
	□戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。	○
	□自分の部屋や共有空間についての様々な工夫について子どもの意見を取り入れている。	○
	□掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。	○
	□建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。	○

【コメント】

居室の整理整頓、掃除の習慣に関し、個室の場合は子どもが自ら清掃しごみ捨てを行い、できない子どもは適宜職員が実施して、習慣が身につくよう職員が指導し、チェック表にて管理している。軽度な破損については、職員と一緒に簡単な修理や作業を体験できるようにしている。「児童鍵管理表」の職員版、子ども版を整備し、鍵の管理や部屋の入室についてのルールを決めている。

(4) 健康と安全

①	A14 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
	□子どもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。	○
	□洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。	○
	□子どもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。	○
	□子どもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	○
	□子どもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃から子どもに教え、準備をしている。	○

【コメント】

子どもの身体状況（睡眠・食事・排泄など）について、ユニット申し送り表やユニット管理表で職員間で情報共有している。コロナ禍により検温を毎朝実施している。健康状態は看護師が管理し、看護師の存在が、子どもの身体的、精神的支援において大きな役割を果たし、子どもの身体面と精神面を支援している。自傷行為などがある子どもに対しては、個別の状況に応じた行動指示表に基づいて危険物の取り扱いの使用を制限している。

②	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。	○
	□地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。	○
	□健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	□薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。	○

☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。	☐
☐ 様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。	☐

【コメント】

子どもの健康状態や発育・発達状態について、主に看護師が健康管理を行い、平常時、異常時について全職員に情報提供し周知を図っている。入所時に食物アレルギーの有無や嗜好調査を行い、食器を乗せるプレートを工夫し取り組んでいる。食物アレルギー対応マニュアルを作成し、毎年アレルギー検査の実施と生活管理指導表の見直しを行っている。服薬については手順書を作成しており、施錠できる管理庫に入れ、看護師が管理している。手順書を基に翌日の服薬分を個別に準備し、服薬時には職員2人体制で、遅出リーダーが声に出して確認し、職員が薬袋を切って服薬している。服薬後の袋は即時廃棄せず、残薬がないかを確認している。

(5) 性に関する支援等

① A16 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
☐ 発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。	☐
☐ 性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。	☐
☐ 年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。	☐
☐ 性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。	☐
☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

学園に性教育委員会を設置し、発達段階や年齢に応じた性に関する紙芝居等の資料を作成して児童に対し性教育を行っている。性に関するトラブルのリスクが高い子どもや他者に接触する傾向が多い子どもには、個別に説明し不適切な行動を予防している。各子どもの理解度を把握するためのツールとして5つの段階で個人ごとにチェックを入れ、性に関する課題のある子どもに対する指導や人の体に障らない、パーソナルスペースを守ることを基本としている。

(6) 学習支援、進路支援等

① A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
☐ 常に子ども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。	☐
☐ 施設の子どものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。	☐
☐ 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。	☐
☐ 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。	☐
☐ 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。	☐
☐ 退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。	☐

【コメント】

学習支援については、大村支援学校分教室が同敷地内にあり、子どもたちは通学して学習することができる。1対1の環境の中で子どもの特性に応じた学習方法が取り入れられている。学園は学校に事前に子どものプログラム内容を伝え、個別の取り決めの中で緊密に情報交換を行い、協力して子どもへの生活支援、学習支援、進路支援を実施している。進路支援については、本人・保護者の意向の確認や、学校、児童相談所、病院等の関係機関から意見を聴取し、連携しながら学校の進路指導により決定し、退所後も継続して子どもが通学する学校との連携を図っている。

A-3 通所支援

(1) 通所による支援

① A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a
☐ 様々な通所プログラムを策定し、子どもの自立支援を実施している。	☐
☐ 在宅の子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。	☐
☐ 在宅の子どもや家族の支援として通所支援を実施している。	☐

	☐ 必要に応じて訪問による支援を実施している。	☐
【コメント】		
通所による生活支援や心理的ケアについては、児童自立支援計画をもとに各子どものプログラムを組み行っている。通所は月4回を基本とし、送迎は保護者または児童養護施設の職員が行っている。4歳～18歳までの児童が通所を利用し、通所が難しい子どもには、担当心理士が自宅へ訪問するなど児童の状況に応じて支援している。		

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等		
①	A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。 ☐施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。 ☐個々の子どもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、子どもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。 ☐家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。 ☐子どもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。 ☐子どもの家族との交流について、子どもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。 ☐親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
入所時に保護用の「入所のしおり」を用いて学園生活の基本方針、家族への支援、家族療法、担当職員、苦情や相談窓口、面会、外出、外泊、家族交流等について説明を行っている。児童相談所をはじめ、関係機関との連携を図りながら家族との関係づくりや家族との再構築に向けて保護者等の養育力の向上を図り、子どもの状態によって段階を踏まえて面会・外出、一時帰宅の段階を踏みながら、家族関係の修復・再構築に取り組んでいる。学園内には家族とともに過ごす練習の場である生活訓練室を整備し活用している。		
②	A20 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。 ☐通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。 ☐退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。 ☐退所者の状況の把握に努め、記録している。 ☐地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
退所する子どもが安定した生活ができるよう退所時にサポート帳を渡したり、退所後についても相談を受けることができることを説明している。関連機関と連携を図り、退所者の状況把握に努め、退所予定の子どもによっては半年前から準備、協議等を行い、退所しても国の補助金制度・療育手帳・障害基礎年金といった支援制度がある旨を説明し不安の軽減を図ったり、退所後に関わりを持つ関係者と連携し支援を依頼している。退所者からは平均して月5～6件の相談等を受けるなど、一人ひとりの状況に応じて継続した支援を行っている。		